

一般型乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の 認可手続き等について（令和8年11月1日事業開始分）

鹿児島市では、0歳6か月から満3歳未満で保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していないこどもを対象に、保護者の就労要件等を問わず月10時間を上限に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施しております。

当事業の実施を新たに希望する事業者は、下記の案内をご確認いただき、本市に認可を申請してください。

1 乳児等通園支援事業の概要

(1) 事業類型等

① 類型

区分	保育所等 （※1）	その他の施設 （※2）	備考
一般型乳児等 通園支援事業	○ 実施できます	○ 実施できます	「在園児合同実施」や「専用室 独立実施」等の実施方法があり ます。
余裕活用型乳児等 通園支援事業 （※3）	○ 実施できます	× 実施できません	別の「余裕活用型乳児等通園支 援事業（こども誰でも通園制 度）実施事業者の認可手続き等 について」をご覧ください。

※1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園、小規模保育事業所A型を指します。

※2 「その他の施設」とは、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援事業等を指します。なお、各区域の提供体制に不足がない場合は、認可しない場合があります。

※3 「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、※1の「保育所等」において、当該施設又は事業を利用する児童の数（「利用児童数」と言います。）が、その施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う乳児等通園支援事業を言います。

② 事業実施における財政支援

こども一人1時間あたりの基本分単価は以下の通りです。

0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

その他の加算等については別添1をご確認ください。

(2) 定員

設備等に応じた受入可能な最大の乳幼児の数とし、「0歳児」、「1歳児」及び「2歳児（満3歳未満）」に分けて設定してください。その際、以下の各点に留意してください。

(ア) 年齢は、当該年度の4月1日時点（0歳については、出生の時点）の満年齢によること。

(イ) 年齢が上がっても継続的に利用できるよう、「0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児（満3歳未満）」となるようにすること。なお、0歳児及び1歳児の定員を0人とすることもできます。

※別途、子ども・子育て支援法に基づく「利用定員」を設定する必要があります。

(3) 事業を実施する日時

下記各事項を遵守した上で、各施設において設定してください。

ア 実施日は、利用者が定期利用（利用する施設と曜日・時間を固定した利用形態。以下同じ。）できるよう、曜日を固定すること。

イ 実施時間帯は、定期利用で1か月に10時間利用できるように設定すること。（例：9時～11時30分／13時30分～16時）

(4) 事業開始日と申請書提出期限日

認可・事業開始日	申請書提出期限日
令和8年11月1日	令和8年7月31日（金）
令和9年4月1日	令和8年11月末予定

(5) 既に別事業で認可や指定等を受けている施設に関する留意事項

既に別事業で認可や指定等を受けている施設において一般型乳児等通園支援事業を認可する際は、乳児等通園支援事業を実施する面積を当該認可や指定等から除く必要がありますので、各所管庁と事前に協議してください。

2 事業者資格

下記の要件を全て満たす必要があります。

(1) 政治的な目的のために結成された法人又は任意団体でないこと。

(2) 福祉の実務に当たる幹部職員又は経営者が、社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令等を熟知し、乳児等通園支援に熱意と理解を持ち、施設の運営を適切に行う能力を有すること。

(3) 納期の到来している国税、(都)道府県税、市(区)町村税、社会保険料、水道料金及び下水道使用料を完納していること。

(4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

イ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配してい

る法人等

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

キ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

- (5) 過去5年間に、運営する社会福祉事業等に関し、改善勧告、改善命令、事業停止命令若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当しないこと。

3 事業実施条件

下記の各条件を全て満たす必要があります。

(1) 全者共通

ア 事業を実施する建物及び土地を、自己所有又は貸与を受けていること。（差押物件や仮差押物件は不可）

イ 事業を実施する建物は、鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年6月26日条例第71号。以下「基準条例」といいます。）、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）その他関係法令及び関係通知等に適合したものであること。具体的には下記(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること（昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物のうち、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものを含む）。

(イ) 当事業開始に際して建物を改修する場合、または建物の改修はしないが、併設事業が本市の認可を受けた保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育事業所A型）以外である場合は、下記①または②の要件に合致すること。

- ① 一級建築士による意見書（様式第4号）により、建物が先述の法令等に適合していることが証明されていること。
- ② 検査済証の交付を受けている建物であること。

- ウ 事業を実施する建物及び土地が、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域にないこと。
- エ 事業を実施する建物が、鹿児島県建築基準法施行条例第3条第1項の規定による制限(がけ規制)を受けていないこと。
- オ 事業を実施する土地の周囲100m以内(商業地域は50m以内)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)の適用を受ける施設がないこと。(距離の計測は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年12月27日鹿児島県条例第50号)の考え方に準拠します。)
- カ 現在営んでいる併設事業で就学前の児童を受け入れていない場合等、必要に応じて、事業開始前に地域住民等へ説明を行い、地域社会との交流及び連携を図ること。
- キ その他保育室等や乳児等通園支援従事者の配置に関する基準等について、別添2「一般型乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準」を満たすものと認められること。

(2) 社会福祉法人及び学校法人以外の者

- ア 乳児等通園支援事業の年間事業費の1/2分の2以上に相当する資金を、現金、普通預金、当座預金等により有していること。また、乳児等通園支援事業を営む事業以外の事業を含む申請者の全体の財務内容について、3会計年度以上連続して損失を計上していないこと。
- イ 乳児等通園支援事業の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ。)が、社会的信望を有すること。
- ウ 福祉の実務に当たる幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。具体的には、下記(ア)、(イ)いずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。
 - (ア) 福祉の実務に当たる幹部職員が、保育所等、保育所以外の児童福祉施設、幼稚園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

この場合において、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次の①から④いずれかに該当する者をいう。

- ① 国又は地方公共団体の職員として児童福祉施設に関わる業務に2年以上従事した者
- ② 児童福祉法第12条に規定する児童相談所の職員として、児童相談所の業務に2年以上従事した者
- ③ 本市の補助対象となっている認可外保育施設または企業主導型保育施設において、2年以上勤務している者であって、保育士資格を有する者又は施設長として2年以上の実務経験がある者
- ④ 次に掲げるいずれかの研修会を受講し、修了証の交付を受けた者

- ・ 社会福祉法人日本保育協会が実施する初任保育所長研修会
- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習課程又は社会福祉施設長研修会
- ・ こども家庭庁の主催により、公的機関等が実施する保育所長研修と認められる研修会

※ ③の要件に該当する者で、④の要件に該当しない者は、認可を受けてから1年以内に④に定めるいずれかの研修会を受講すること。

- (イ) 運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置し、その構成員に、社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（支援の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び福祉の実務に当たる幹部職員を含むこと。
 - (ウ) 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び福祉の実務に当たる幹部職員を含むこと。
- エ 事業の実施にあたっては、以下各号も適切に履行すること。
- (ア) 基準条例に定める基準を維持するために、本市から必要な報告を求められた場合には、これに応じること。
 - (イ) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。
 - (ウ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
 - (エ) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - ① 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市が必要と認める書類
 - ② 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

4 事業運営

乳児等通園支援事業の運営に関することは、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等をご確認ください。

5 認可申請の手続き等

給付に関する手続きは、別途ご案内します。

(1) 必要書類（様式）

市ホームページに掲載

ホーム>子育て・教育>保育所・幼稚園・認定こども園など>事業者の方へ>保育所等 施設整備関係>乳児等通園支援事業の運営事業者

(2) 認可申請書類の受付期間

令和8年7月31日（金）

ア 持参

受付時間：午前8時45分から午後4時30分まで

イ 郵送

上記期間内必着。なお、投函後に確認の電話をお願いします。

(3) 提出する書類

「一般型乳児等通園支援事業の運営事業に関する申請書」等一式

(4) 提出部数

申請1件につき、1部

ア A4縦のフラットファイル（左2穴）に綴じ、背表紙には施設名を記載してください。

イ 添付書類も含めすべて日本語及びメートル法を使用し、A4縦サイズとしてください。
ただし、図面、工程表等は、A3サイズにしてください。

ウ 申請書及び添付書類は、各書類の前に白紙を挿入の上、白紙にインデックス（提出書類一覧表の番号のみ記載）をつけてください。

(5) 提出・送付先

鹿児島市 こども未来局 保育幼稚園課 企画係施設担当（市役所本館1階）

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

(6) その他

ア 申請に必要な費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

なお、提出された書類は鹿児島市情報公開条例に基づく開示の対象となる場合があります。

イ 必要に応じて追加資料を依頼することがあります。

6 認可

提出された申請書類により、事業者資格の有無や内容が基準に適合していることを確認します。必要に応じて、経営者や福祉の実務に当たる幹部職員等へのヒアリング、施設実地確認等を実施することがあります。

その後、本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取を経て認可します。

7 不認可事項（認可の取消しを含む）

以下各号のいずれかに該当する場合は、不認可とします。また、認可後に該当することが判明した場合は認可が取り消されることがあります。

- (1) 本要領に示した事業者資格や事業実施条件を満たしていないと認められた場合
- (2) 申請書類の内容を実行することが不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合
- (3) 申請書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- (4) 本市の承認なく、申請内容等の変更を行った場合
- (5) 審査に関し不当な要求等を申し入れた場合
- (6) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められた場合
- (7) その他不正行為があった場合

8 取下げ

申請を取り下げる場合は、事業者名、代表者名、辞退理由を明記した取下届（様式任意）を提出してください。

9 その他留意事項

- (1) 事業の開始・運営にあたっては、本要領に記載のない事項についても、関係法令・通知・条例等をよく確認し、遵守してください。
- (2) 施設の名称は原則として現在営んでいる併設事業のものとし、併設事業が無い等の場合は新たに設定することができますが、市内に同一名称の保育所等があつて混同を招くようなものや、他者の商標権を侵害するようなものは認められません。
- (3) 必要に応じて、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行う場合があります。
- (4) 令和8年11月の事業開始に向けては、別途「確認」を行います。この際、別途資料作成と提出を依頼する予定ですので、速やかなご対応をお願いします。

10 認可のスケジュール（予定）

日程	内容
令和8年5月中旬	募集開始
7月31日	認可申請書類の提出期限
	事業者ヒアリング（必要に応じて） 現地確認・審査（追加書類の提出を求めています）
9月下旬	社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取
	（本市）利用者向け周知 （各事業者）利用予定者との事前面談 （利用者）利用申込
10月下旬	認可・不認可通知（文書）
11月1日	利用者受入れ開始

11 お問い合わせ先

鹿児島市 こども未来局 保育幼稚園課

当資料全般、説明会、認可申請 に関する事	企画係（施設担当） 099-216-1445 hoi-kikaku@city.kagoshima.lg.jp
財政支援に関する事	給付指導係（運営支援担当） 099-808-2662
事業運営に関する事（認可、 財政支援以外）	利用調整係 099-216-1258

事業実施における財政支援の概要

○基本分単価

0歳児：こども一人1時間あたり1,700円

1・2歳児：こども一人1時間あたり1,400円

○加算分単価

障害児や医療的ケア児、要支援家庭のこどもの利用があった場合

障害児：1時間あたり単価600円

医療的ケア児：1時間あたり単価2,500円

要支援家庭のこども：1時間あたり単価600円

○次のアからウのいずれかに該当する者の利用料の減額した場合

ア 生活保護世帯：1時間あたり単価300円上限

イ 市民税所得割合算額7万7,101円未満である場合：1時間あたり単価200円上限

ウ 要支援家庭である場合：1時間あたり単価200円

○事前面談（30分以上）及び事後相談（10分以上）を実施した場合

0歳児：1回あたり単価1,700円

1・2歳児：1回あたり単価1,400円

○賃貸物件において実施する場合

1時間あたり単価200円（賃貸借契約金額が上限）

○利用しているこどもの様子を伝えるとともに、育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合

1回あたり単価1,400円

一般型乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準

1 職員配置（基準条例第23条）

(1) 乳児等通園支援従事者の配置基準は以下のとおりです。

満0歳6か月～1歳未満…おおむね3人につき1人以上

満1、2歳… おおむね6人につき1人以上

※1 一般型乳児等通園支援事業における「乳児等通園支援従事者」は、保育士とすることが望ましいとされていますが、基準上必要な人数の半数以上を保育士としたうえで、保育士の資格を有しないが子育て支援員研修等を修了した職員を配置することが可能です。

※2 各事業所には、利用者がいる時間帯に乳児等通園支援従事者を2人以上配置する必要があります。

※3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければいけません。次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができます。

(ア) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

【国が示す例】

① 余裕活用型乳児等通園支援事業の実施対象となっている施設が、一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施）を行う場合

当該一般型乳児等通園支援事業の支援を行う余裕活用型対象施設等の職員及び一般型乳児等通園支援事業の専従者をもって2人と算定することができます。

ただし、当該余裕活用型対象施設等の職員も一般型乳児等通園支援事業に専従する場合には、当該職員を余裕活用型対象施設等に係る職員の基準における職員配置の定数に算入することはできません。また、当該余裕活用型対象施設等における児童の保育に支障が生ずることのないよう留意してください。

② 余裕活用型乳児等通園支援事業の実施対象となっていない施設が、一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施または専用室独立実施）を行う場合

当該施設等の職員が、当該施設等について定められた職員の基準を満たす等適切な体制が確保された上で、一般型乳児等通園支援事業の支援を行う場合には、当該支援を行う職員と一般型乳児等通園支援事業の専従者をもって乳児等通園

支援従事者を2人と算定することができます。ただし、当該施設等における児童の処遇に支障が生ずることのないよう留意することが必要であるほか、当該施設等における職員の専従に関する規定等がある場合にあっては当該規定等との関係等に十分留意してください。

(イ) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(2) 調理員、嘱託医・嘱託歯科医は必置ではありません。

2 施設設備（条例第22条）

(1) 保育室等の基準等

ア 満2歳に満たない乳幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所が必要です。また、乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えてください。

室名	基準等
乳児室	満2歳未満1人当たり1.65㎡以上
ほふく室	満2歳未満1人当たり3.3㎡以上

イ 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所が必要です。また、保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えてください。

室名	基準等
保育室又は遊戯室	満2歳以上1人当たり1.98㎡以上

※ 保育室又は遊戯室の面積は、各室の合計だけでなく、各室毎に面積基準を満たす必要があります。

※ 面積は、内法面積・有効面積で計算してください。

(2) 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合の基準

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当する必要があります。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ご

とに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（(ア)(イ)のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室は、乳幼児の緊急避難時等の安全を考慮し、なるべく低層階での配置を検討ください。